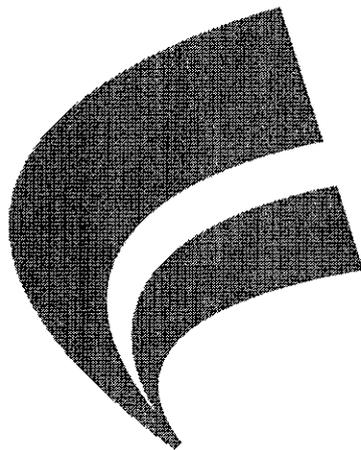


令和3年度 教育委員会

(第11回定例会)

開催日 令和4年2月3日



笛吹市

笛吹市教育委員会

令和3年度2月定例教育委員会会議日程

日 時 令和4年2月3日(木)午後2時00分開会
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302、303 会議室

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(2月議事録：久保田職務代理、高野委員)
- 4 教育長の報告
- 5 各課からの報告
- 6 議事
 - ・議案第27号
笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例及び笛吹市社会教育施設条例
施行規則の一部を改正する規則について
 - ・議案第28号
笛吹市スポーツ講演会等補助金交付要綱の制定について
- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会 令和4年3月8日(火)
午後2時～ 市民窓口館 302・303 会議室

議案第27号

笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例及び笛吹市社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則について

生涯学習課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 生涯学習課

<p>題名</p>	<p>(平成 27 年 笛吹市条例第 24 号) 笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例</p> <p>(平成 27 年 笛吹市教育委員会規則第 2 号) 笛吹市社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>笛吹市あぐり情報ステーションを用途変更すること等に伴い、所要の改正を行う。</p>
<p>概要</p>	<p>① 笛吹市あぐり情報ステーションを社会教育施設に追加 ② 笛吹市春日居コミュニティーセンターを社会教育施設から廃止</p>
<p>経過</p>	<p>個別施設計画における施設の見直しにより、笛吹市あぐり情報ステーションについては、春日居地域における住民及び各種団体の交流の場、市民の生涯学習活動の場及び文化振興の拠点として活用しているため、農業施設から社会教育施設へ用途変更を行うこととなった。</p> <p>また、春日居コミュニティーセンターは、児童館及び学童保育室が設置され、社会教育施設としての用途がないため、除外する。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>なし</p>
<p>予算 措置</p>	<p>なし</p>
<p>その他</p>	<p>本条例の附則において、笛吹市あぐり情報ステーション条例(平成 16 年笛吹市条例第 149 号)を廃止する。</p>

議案第 号

笛吹市社会教育施設条例の一部改正について
笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例
笛吹市社会教育施設条例(平成 27 年笛吹市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「笛吹市春日居コミュニティーセンター」を「笛吹市あぐり情報ステーション」に、「加茂 97 番地 1」を「寺本 155 番地 1」に改める。

別表第 1 の 11 の表を次のように改める。

11 笛吹市あぐり情報ステーション

利用区分	使用料 (1 時間当たり)
ハイビジョンホール(IT 研修室)全室利用	900 円
ハイビジョンホール(IT 研修室)分割利用	400 円
パソコンルーム	300 円
農業体験室	
会議室	

別表第 2 中「陶芸窯使用料」を「1 陶芸窯使用料」に改め、同表に次の表を加える。

2 設備器具使用料

区分	使用料 (1 回当たり)
ハイビジョンシアター・映像音響装置一式	3,000 円
パソコン(パソコンルーム)1台	100 円

※ 笛吹市あぐり情報ステーションに限る。

別表第 3 特別料金の表中

「

利用時間外における使用(利用)	1.5 倍	を
-----------------	-------	---

」

「

午後 5 時から午後 10 時までの間及び利用時間	1.5 倍
---------------------------	-------

」

外における使用(利用)(笛吹市芦川グリーンロ ッジ及び笛吹市芦川やすらぎの里の使用(利 用)を除く。)	
---	--

に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(笛吹市あぐり情報ステーション条例の廃止)
- 2 笛吹市あぐり情報ステーション条例(平成16年笛吹市条例第149号)は、廃止する。

(準備行為)

- 3 この条例による改正後の笛吹市社会教育施設条例(以下「改正後の条例」という。)第2条に規定する笛吹市あぐり情報ステーションに係る利用の許可及び使用料又は利用料の減免並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例の規定の例によりすることができる。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の日前に、廃止前の笛吹市あぐり情報ステーション条例の規定によりなされた処分、その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

提案理由

笛吹市あぐり情報ステーションを用途変更すること等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市社会教育施設条例(平成27年笛吹市条例第24号)新旧対照表

改正案

(名称及び位置)	
第2条 社会教育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置
笛吹市スコレーセンター ～笛吹市境川総合会館	(略)
笛吹市あぐり情報ステーション	笛吹市春日居町寺本155番地1
笛吹市芦川ふるさと総合センター ～笛吹市芦川やすらぎの里	(略)

別表第1(第9条、第10条関係)

1～10 (略)

11 笛吹市あぐり情報ステーション

利用区分	使用料 (1時間当たり)
ハイビジョンホール(IT研 修室)全室利用	900円
ハイビジョンホール(IT研 修室)分割利用	400円
パソコンルーム	300円
農業体験室	
会議室	

12～14 (略)

現行

(名称及び位置)	
第2条 社会教育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置
笛吹市スコレーセンター ～笛吹市境川総合会館	(略)
笛吹市春日居コミュニティセンター	笛吹市春日居町加茂97番地1
笛吹市芦川ふるさと総合センター ～笛吹市芦川やすらぎの里	(略)

別表第1(第9条、第10条関係)

1～10 (略)

11 笛吹市春日居コミュニティセンター

利用区分	使用料 (1時間当たり)
会議室 1	200円
会議室 2	
会議室 3(和室)	

12～14 (略)

別表第2(第9条、第10条関係)

1 陶芸窯使用料

(略)

2 設備器具使用料

区分	使用料 (1回当たり)
ハイビジョンシニアター・映像音響装置一式	3,000円
パソコン(パソコンルーム)1台	100円

※ 笛吹市あぐり情報ステーションに限る。

別表第3(第9条、第10条関係)

特別料金

区分	割増
午後5時から午後10時までの間及び利用時間外における使用(利用)(笛吹市芦川グリーンロτζ及び笛吹市芦川やすらぎの里の使用(利用)を除く。)	1.5倍
市外者の使用(利用)	2倍
営利を目的とする使用	10倍
(利用)	10倍+入場料等の5%

別表第2(第9条、第10条関係)

陶芸窯使用料

(略)

[新設]

別表第3(第9条、第10条関係)

特別料金

区分	割増
利用時間外における使用(利用)	1.5倍
市外者の使用(利用)	2倍
営利を目的とする使用	10倍
(利用)	10倍+入場料等の5%

笛吹市社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長

笛吹市教育委員会規則第 号

笛吹市社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則

笛吹市社会教育施設条例施行規則(平成27年笛吹市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「笛吹市春日居コミュニティーセンター」を「笛吹市あぐり情報ステーション」に改める。

第3条第1項中「とし、午後5時以降は時間外料金」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

笛吹市社会教育施設条例施行規則(平成27年笛吹市教育委員会規則第2号)新旧対照表

改正案	現行																																																								
<p>(休業日)</p> <p>第2条 笛吹市社会教育施設(以下「社会教育施設」という。)の休業日は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>休業日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>笛吹市スコレーセンター</td> <td>(1) 12月28日から翌年の1月4日まで</td> </tr> <tr> <td>笛吹市スコレーパリオ</td> <td>(2) 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日である場合は、その翌日)</td> </tr> <tr> <td>笛吹市御坂農村環境改善センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>笛吹市花鳥児童館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>笛吹市御坂東部地区コミュニティ施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>笛吹市御坂地区陶芸施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>笛吹市いちのみや桃の里ふれあい文化館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>笛吹市八代総合会館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>笛吹市若彦路ふれあいセンター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>笛吹市境川総合会館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>笛吹市あぐり情報ステーション</td> <td></td> </tr> <tr> <td>笛吹市芦川ふるさと総合センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学びの杜みさか</td> <td>(1) 12月28日から翌年の1月4日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	休業日	笛吹市スコレーセンター	(1) 12月28日から翌年の1月4日まで	笛吹市スコレーパリオ	(2) 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日である場合は、その翌日)	笛吹市御坂農村環境改善センター		笛吹市花鳥児童館		笛吹市御坂東部地区コミュニティ施設		笛吹市御坂地区陶芸施設		笛吹市いちのみや桃の里ふれあい文化館		笛吹市八代総合会館		笛吹市若彦路ふれあいセンター		笛吹市境川総合会館		笛吹市あぐり情報ステーション		笛吹市芦川ふるさと総合センター		学びの杜みさか	(1) 12月28日から翌年の1月4日まで	<p>(休業日)</p> <p>第2条 笛吹市社会教育施設(以下「社会教育施設」という。)の休業日は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>休業日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>笛吹市スコレーセンター</td> <td>(1) 12月28日から翌年の1月4日まで</td> </tr> <tr> <td>笛吹市スコレーパリオ</td> <td>(2) 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日である場合は、その翌日)</td> </tr> <tr> <td>笛吹市御坂農村環境改善センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>笛吹市花鳥児童館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>笛吹市御坂東部地区コミュニティ施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>笛吹市御坂地区陶芸施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>笛吹市いちのみや桃の里ふれあい文化館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>笛吹市八代総合会館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>笛吹市若彦路ふれあいセンター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>笛吹市境川総合会館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>笛吹市春日居コミュニティセンター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>笛吹市芦川ふるさと総合センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学びの杜みさか</td> <td>(1) 12月28日から翌年の1月4日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	休業日	笛吹市スコレーセンター	(1) 12月28日から翌年の1月4日まで	笛吹市スコレーパリオ	(2) 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日である場合は、その翌日)	笛吹市御坂農村環境改善センター		笛吹市花鳥児童館		笛吹市御坂東部地区コミュニティ施設		笛吹市御坂地区陶芸施設		笛吹市いちのみや桃の里ふれあい文化館		笛吹市八代総合会館		笛吹市若彦路ふれあいセンター		笛吹市境川総合会館		笛吹市春日居コミュニティセンター		笛吹市芦川ふるさと総合センター		学びの杜みさか	(1) 12月28日から翌年の1月4日まで
施設名	休業日																																																								
笛吹市スコレーセンター	(1) 12月28日から翌年の1月4日まで																																																								
笛吹市スコレーパリオ	(2) 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日である場合は、その翌日)																																																								
笛吹市御坂農村環境改善センター																																																									
笛吹市花鳥児童館																																																									
笛吹市御坂東部地区コミュニティ施設																																																									
笛吹市御坂地区陶芸施設																																																									
笛吹市いちのみや桃の里ふれあい文化館																																																									
笛吹市八代総合会館																																																									
笛吹市若彦路ふれあいセンター																																																									
笛吹市境川総合会館																																																									
笛吹市あぐり情報ステーション																																																									
笛吹市芦川ふるさと総合センター																																																									
学びの杜みさか	(1) 12月28日から翌年の1月4日まで																																																								
施設名	休業日																																																								
笛吹市スコレーセンター	(1) 12月28日から翌年の1月4日まで																																																								
笛吹市スコレーパリオ	(2) 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日である場合は、その翌日)																																																								
笛吹市御坂農村環境改善センター																																																									
笛吹市花鳥児童館																																																									
笛吹市御坂東部地区コミュニティ施設																																																									
笛吹市御坂地区陶芸施設																																																									
笛吹市いちのみや桃の里ふれあい文化館																																																									
笛吹市八代総合会館																																																									
笛吹市若彦路ふれあいセンター																																																									
笛吹市境川総合会館																																																									
笛吹市春日居コミュニティセンター																																																									
笛吹市芦川ふるさと総合センター																																																									
学びの杜みさか	(1) 12月28日から翌年の1月4日まで																																																								

	<p>(2) 水曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日である場合は、その翌日)</p>
<p>笛吹市芦川グリーンロッジ 笛吹市芦川やすらぎの里</p>	<p>(1) 11月1日から翌年の3月31日まで</p>

2 (略)

(利用時間)

第3条 社会教育施設の利用時間は、午前9時から午後10時までとし、午後5時以降は時間外料金とする。ただし、笛吹市御坂林業センター、笛吹市芦川グリーンロッジ及び笛吹市芦川やすらぎの里については、宿泊は午後4時から翌日の午前10時まで、休憩は午前10時から午後4時までの利用とする。

2 (略)

	<p>(2) 水曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日である場合は、その翌日)</p>
<p>笛吹市芦川グリーンロッジ 笛吹市芦川やすらぎの里</p>	<p>(1) 11月1日から翌年の3月31日まで</p>

2 (略)

(利用時間)

第3条 社会教育施設の利用時間は、午前9時から午後10時まで _____ とする。ただし、笛吹市御坂林業センター、笛吹市芦川グリーンロッジ及び笛吹市芦川やすらぎの里については、宿泊は午後4時から翌日の午前10時まで、休憩は午前10時から午後4時までの利用とする。

2 (略)

議案第28号

笛吹市スポーツ講演会等補助金交付要
綱の制定について

生涯学習課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 生涯学習課

<p>題名</p>	<p>(令和 年 笛吹市告示第 号) 笛吹市スポーツ講演会等開催補助金交付要綱</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>本市における幅広いスポーツを振興するため、世界や全国で活躍するアスリートなどによる講演会及び講習会事業を行う者に対して補助金を交付する。</p>
<p>概要</p>	<p>交付対象者 公益財団法人ふえふき文化スポーツ振興財団 補助対象経費 講師謝礼等、講演会・講習会に要する経費 上限額 1,000 千円</p>
<p>経過</p>	<p>令和3年度に開催された東京オリンピック・パラリンピックによりスポーツへの関心が高まっている。 今年度を実施した智弁和歌山高校野球部元監督の高嶋氏による講演が大変好評であったため、市と財団の共催により、来年度以降もプロや世界で活躍するアスリートなどによる講演会や講習会を実施したいと考えている。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)</p>
<p>予算 措置</p>	<p>令和3年度当初予算 0千円 令和4年度当初予算 1,000千円計上</p>
<p>その他</p>	

笛吹市告示第 号

笛吹市スポーツ講演会等開催補助金交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市スポーツ講演会等開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の誰もがスポーツに親しみ、気軽にスポーツが楽しめる環境を整備し、幅広いスポーツの振興に寄与するため、世界や全国で活躍するアスリートなどによる講演会及び講習会事業を行う者に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、公益財団法人ふえふき文化・スポーツ振興財団(以下「財団」という。)とする。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、100万円を上限とする。この場合において、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 財団は、補助金の交付を受けようとするときは、スポーツ講演会等開催補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、開催日の10日前までに市長に提出しなければならない。

(1) 実施要項の写し

(2) 収支予算書(様式第2号)

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、スポーツ講演会等開催補助金交付決定通知書(様式第3号)により財団に通知するものとする。

(変更申請等)

第7条 財団は、前条に規定する補助金の交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、スポーツ講演会等開催補助金変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更後の額が補

助金の交付決定額を下回るときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項に規定する承認申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、スポーツ講演会等開催補助金変更承認通知書(様式第5号)により財団に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 財団は、事業終了後、速やかにスポーツ講演会等開催補助金実績報告書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第7号)
- (2) 領収書の写し
- (3) プログラム
- (4) 写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付決定額の範囲内において補助金の額を確定し、スポーツ講演会等開催補助金額確定通知書(様式第8号)により、財団に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第10条 財団は、前条の規定による通知があったときは、スポーツ講演会等開催補助金請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

別表(第3条関係)

補助対象経費	補助率
財団が市と共催するスポーツ推進事業	補助対象経費の10分の10以内

における講演会及び講習会に係る財団が負担する経費(共催に際し、市がこの補助金以外に費用を負担する事業及び市以外の団体等からの補助金、協賛金、事業の際に徴する入場料、負担金等の収入は除く。)のうち講師の謝礼・交通費・宿泊料・食糧費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

公益財団法人
ふえふき文化・スポーツ振興財団
代表理事

スポーツ講演会等開催補助金交付申請書

次のとおりスポーツ講演会等開催補助金の交付を受けたいので、笛吹市スポーツ講演会等開催補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 事業名
- 3 実施年月日
- 4 開催場所
- 5 添付書類
 - (1) 実施要項の写し
 - (2) 収支予算書(様式第 2 号)
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第5条関係)

収支予算書

1 事業名

2 収入の部

(単位：円)

科目	予算額	内訳
市補助金		
その他		
合計		

3 支出の部

科目	予算額	内訳
講師		
謝礼		
交通費		
宿泊料		
食糧費		
消耗品費		
印刷製本費		
通信運搬費		
委託料		
使用料及び賃借料		
合計		

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

公益財団法人
ふえふき文化・スポーツ振興財団
代表理事 様

笛吹市長



スポーツ講演会等開催補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったスポーツ講演会等開催補助金について、笛吹市スポーツ講演会等開催補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

交付決定額 円

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

公益財団法人
ふえふき文化・スポーツ振興財団
代表理事

スポーツ講演会等開催補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったスポーツ講演会等開催補助金について、変更したいので、笛吹市スポーツ講演会等開催補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 交付決定額 円
- 2 変更後の額 円
- 3 変更の理由
- 4 変更の内容
- 5 添付書類
 - (1) 収支予算書(様式第2号)
 - (2) その他市長が必要と認める書類

様式第 5 号(第 7 条関係)

第 号
年 月 日

公益財団法人
ふえふき文化・スポーツ振興財団
代表理事 様

笛吹市長



スポーツ講演会等開催補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあったスポーツ講演会等開催補助金変更承認申請について、笛吹市スポーツ講演会等開催補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり承認したので通知します。

変更後の交付決定額 円

様式第 6 号(第 8 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

公益財団法人
ふえふき文化・スポーツ振興財団
代表理事

スポーツ講演会等開催補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったスポーツ講演会等開催補助金について、笛吹市スポーツ講演会等開催補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- | | |
|--------------------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 実績報告額 | 円 |
| 3 補助金返還額 | 円 |
| 4 添付書類 | |
| (1) 収支決算書(様式第 7 号) | |
| (2) 領収書の写し | |
| (3) プログラム | |
| (4) 写真 | |
| (5) その他市長が必要と認める書類 | |

様式第7号(第8条関係)

収支決算書

1 事業名

2 収入の部

(単位：円)

科目	決算額	内訳
市補助金		
その他		
合計		

3 支出の部

科目	決算額	内訳
講師		
謝礼		
交通費		
宿泊料		
食糧費		
消耗品費		
印刷製本費		
通信運搬費		
委託料		
使用料及び賃借料		
合計		

様式第 8 号(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

公益財団法人
ふえふき文化・スポーツ振興財団
代表理事 様

笛吹市長



スポーツ講演会等開催補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあったスポーツ講演会等開催補助金
について、笛吹市スポーツ講演会等開催補助金交付要綱第 9 条の規定により、
次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

交付確定額 円

様式第9号(第10条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

公益財団法人
ふえふき文化・スポーツ振興財団
代表理事

スポーツ講演会等開催補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったスポーツ講演
会等開催補助金について、笛吹市スポーツ講演会等開催補助金交付要綱第10条
第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		